主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反をいうが、刑訴法三一三条による併合請求却下決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、同法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないのであるから、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	<u>/</u>]\	裁判官